

2018年10月3日

各位

会社名 株式会社京阪百貨店
代表者名 代表取締役社長 辻 良介
問合せ先 総務部 部長 赤井 俊章
(Tel. 06-6994-1380)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2017年7月19日に、お客さまからお中元およびお歳暮期に收受する優待ギフト送料の値上げに関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、これ以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、かねてよりコンプライアンスの徹底に努めてきたところですが、このような事態となりましたことを厳粛かつ真摯に受け止めており、お客さまおよび関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、お客さまからお中元およびお歳暮期に收受する優待ギフト送料の値上げに関して、独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認する等の内容とする取締役会決議を行うこと、かかる措置をお客さまに通知し、当社従業員に対して周知徹底すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 納付すべき課徴金の額 | 1637万円 |
| (2) 納付期限 | 2019年5月7日 |

3. 再発防止策について

独占禁止法を始めとする法令遵守の社内研修を強化し、社内業務手続きにおけるチェック体制の見直しなどを進め、コンプライアンス経営の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

以上